

「道の駅 南信州とよおかマルシェ」(仮称) 農産物直売所

出荷登録会員 募集要項

場所 下伊那郡豊丘村大字神稲 12410 番地 他  
「道の駅 南信州とよおかマルシェ」(仮称) 直売所  
運営 株式会社豊かな丘 (以下会社という)

1. 出荷登録会員の要件

下記の要件をすべて満たす方とします。

- ① 豊丘村と近隣市町村在住者で会社が認めた個人・団体
- ② 農産物直売所の設置目的、別に定める「出荷登録・運営規約」を順守してくださる方
- ③ 農産物直売所が開催する研修会や講習会に参加できる方
- ④ その他市町村で、直売所が特に認めた個人や団体等

2. 出荷登録会員の登録料

出荷登録会員として承認された後、下記の費用を納めていただきます。

登録料 3,000 円 (会員証や会員用帽子の費用に充当します)

年会費 2,000 円

- (1) 契約期間は毎年6月1日～翌年5月31日(契約更新は自動更新)
- (2) 期間途中から加入する場合も5月31日までを1年目とする
- (3) 登録料・年会費は退会等その他理由の如何を問わず返還しない

3. 販売できる品目

- (1) 出荷者自らで栽培した野菜類、果実類、穀類、花類、苗類の農林産物並びに採取した山菜、果実、花木等
- (2) 出荷者自ら養鶏した卵、漁、養殖した魚類、採取した蜂蜜
- (3) 保健所の許可を受けた施設において、自ら製造した味噌、漬物、惣菜、菓子、乾物等の農産物加工品
- (4) 出荷者自らで栽培した農産物を主原料として、保健所の許可を受けた施設を有する他社に製造を委託した加工品
- (5) 出荷者自ら製作した陶芸、木工、手芸等の工芸品
- (6) 必要に応じて会社が仕入れた農産物、林産物、農産物加工品等
- (7) 栽培履歴の提出や、農薬の適正利用を順守したもの
- (8) その他運営上、特に必要と認めたもの

#### 4. 販売方法

- (1) 農産物直売所が販売の委託を受ける「委託販売方式」とします。
- (2) 出荷登録会員は、品目ごとに市場価格、荷姿、量目等を考慮して出荷し、農産物直売所の指示に従って店内に陳列します。
- (3) 出荷登録会員は、農産物直売所の判断で品質不良品および鮮度低下品を撤去することや、陳列を修正して並べ替えることを認めるものとします。

#### 5. 委託販売手数料

- |                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 野菜、果実、切花等、林産物、採取の山菜等            | 販売価格の 15% |
| (2) 穀類                              | 販売価格の 15% |
| (3) 農産物加工品（味噌、漬物類、惣菜類、乾物等）          | 販売価格の 20% |
| (4) 乳製品、肉類、魚類、蜂蜜、その他加工品             | 販売価格の 20% |
| (5) 工芸品、民芸品、手芸品                     | 販売価格の 20% |
| (6) 農産物、穀類の栽培履歴検査費用                 | 販売価格の 1%  |
| (7) 観光土産品等は、別途事業者との調整により販売手数料を決定する。 |           |

※バーコードシールは農産物等普通サイズ 1 枚 1 円、  
加工品等大サイズ 1 枚 2 円

※冷蔵庫、冷凍庫利用は、別途申し受けます。

#### 6. 委託販売品の売上金精算

- (1) 委託販売品の売上金の精算は、POS レジ売上管理データを基に行うものとします。
- (2) 委託販売品の売上金の精算は、毎月 1 回とし、委託販売手数料、バーコードラベル代等の費用を控除の上、農産物直売所の指定する金融機関の口座へ振込みをもって行うものとします。
- (3) 振込手数料は出荷登録会員の負担とします。

#### 7. 販売価格

- (1) 販売価格は、出荷登録会員自らで決定するものとし、専用のバーコードラベルを貼付して表示します。商品にバーコード（JAN コード）が印刷されている商品に関しても専用のバーコードラベルを貼付する。
- (2) 消費税の取扱いは、外税方式とします。
- (3) 販売価格が会社、又は直売所担当者の示す参考価格や、他の類似販売品価格と著しく均衡を欠く場合には、出荷登録会員に対して販売価格の調整を図ることが出来るものとする。

## 8. 商品の搬入・搬出・在庫管理の取扱い・売れ残り品

- (1) 基本搬入時間は午前7時30分から随時可能とする。
- (2) 搬出時間は、閉店後または、翌営業日の午前8時45分までとする。
- (3) POSシステム販売状況配信システムによりメール配信にて販売状況を報告します。
- (4) 直売所従業員は、商品の品質、鮮度を確認し、不適と判断した商品は、バックヤードに下げ売れ残り商品等同様の取扱いとします。

## 9. 農産物の生産出荷（花類及び苗類以外）

- (1) 農産物の出荷にあたっては農薬の適正利用を順守し、安全性、良品質、新鮮さに重点を置き、消費者に喜ばれる農産物づくりに努めるとともに、品目別の栽培履歴を出荷開始前までに提出しなければなりません。栽培履歴に農薬の誤使用が発見されたときは、その品目は一切出荷できません。
- (2) 農産物は自身の栽培品のみを出荷することとし、横流し品、他者からの依頼品、仕入品の出荷は厳禁とします。（横流し品とは、他の店で出荷していた商品とその店舗から引き上げて持ち込むものをいいます。）
- (3) 鮮度の低下しやすい農産物においては、袋に入れるなど鮮度管理に努め、珍しい品目で説明書きの必要なものには、POPを掲示するなどの必要があります。
- (4) 農産物は、法令で定める産地等を表示して販売しなければなりません。これらの表示は、バーコードラベル発行時に選択出来ます。
- (5) 米の販売においては、米トレーサビリティ法に基づき記録に残しておかなければなりません。
- (6) 出荷登録会員同士のトラブルを防ぐため、他会員の展示済みの商品を勝手に移動させることは厳禁とします。

## 10. 花類及び苗類の生産出荷

- (1) 出荷登録会員は、花類・苗類を出荷する場合、自身の栽培品を出荷しなければなりません。横流し品・依頼品・仕入品の出荷は禁止します。
- (2) 出荷した花類及び苗類の鮮度管理、水管理は、出荷者自身で配慮する。直売所が補助的に水管理を行う場合もありますが、それらの責任を負うものではありません。
- (3) 出荷登録会員同士のトラブルを防ぐため、他の会員の展示済み商品を移動させることは厳禁とします。

### 1 1. 加工品の製造出荷

- (1) 加工品は、保健所の許可を受けた施設で製造したもので、法律で定める表示をしたものしか販売できません。  
※製造と表示は、加工品の種類によって法律で細かく定められているので、必ず事前に保健所で確認してください。
- (2) 出荷者自ら加工品を製造する場合、主原料の調達にあたっては、可能な限り国産品を使用し、また、出来る限り豊丘村の産品・豊丘村の近隣市町村を中心とした産品を使用してください。(委託製造の場合は、自ら栽培した農作物に限る)
- (3) 加工品を出荷する際には、直売所が指定する書類を提出し、確認を受けなければなりません。
- (4) 食品の表示は、法令に定める各種表示ラベルを出荷登録会員が責任をもって作成し、貼付するものとします。
- (5) 加工品の製造にあたっては、食品衛生管理に万全を期すとともに、製造者の責任においてその安全性に十分配慮すること。
- (6) 陳列スペースや、会社が取り扱う商品との関係から、出品アイテム及び出品数を制限する場合があります。

### 1 2. 工芸品等の製造出荷

- (1) 工芸品や民芸品、手芸品等を出荷するに際しては、出荷登録会員自らで製作、加工、製造したものに限り、他者からの依頼品や、完成品を仕入れて販売することは認めません。また、管理に関しても、出荷登録会員自らで配慮する。

### 1 3. 会員資格の停止又は取り消し処分

次の各号に掲げる出荷登録会員には、出荷の停止又は取り消し処分を行うことがあります。

- (1) 勧告を受けたにも関わらず、改善しない会員
- (2) 消費者により品質等のクレームまたは「農産物直売所」からの嚴重注意・指摘等が3回以上の会員
- (3) 消費者が健康を損なう恐れのあるクレーム等、重度の問題があった会員
- (4) 残留農薬が検出された会員（故意・過失）
- (5) 店内で農産物直売所と関係のない営業活動を行った会員
- (6) 敷地内で他の出荷者や会社の従業員、知り合いの来客等に対して無償で商品を提供した会員。また敷地内で消費者に直接販売した会員
- (7) 運営規則等に定める事項を守らない会員
- (8) 売場で消費者もしくは、他の出荷登録会員、会社の従業員とトラブルを起こした会員
- (9) 仕入れた農産物を偽って販売した会員
- (10) 「道の駅 南信州とよおかマルシェ」（仮称）農産物等販売施設出荷登録・運営規約を守らない会員

#### ◆施設の概要

- ・「道の駅 南信州とよおかマルシェ」（仮称）
- ・敷地面積 約 10,000 m<sup>2</sup>（駐車場等含む）
- ・駐車場 普通車 93 台、身障者駐車場 4 台、大型車 6 台  
電気自動車充電用 1 台
- ・主要施設 農産物直売所・農産物加工品販売・土産品等販売  
農家レストラン  
情報提供施設・休憩施設（道の駅機能）  
テイクアウトコーナー  
休憩スペース、緑地広場、屋根付広場  
日用品販売店舗（パルム豊丘）  
クリーニング店舗  
喫茶店舗
- ・営業時間 午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分（予定）  
\*閑散期は午後 5 時～5 時 30 分閉店（予定）
- ・定休日 年始、メンテナンス日等